

広尾病院事故調査小委員会報告の要旨

1 死亡宣告時刻の特定について

(1) ご遺族の主張

「10時25分です。」と当直医が言った。自分の時計を見て、死亡宣告時刻は10時25分であると確認した。

(2) 広尾病院側の主張

主治医が病棟に到着し、更に蘇生術を続けたが、10時44分、死亡を確認した。

(3) 小委員会の見解

死亡宣告時刻が10時25分であるとする確証は得られず、また、10時44分であるとの病院の主張を覆すに足る十分な証拠はないと判断せざるを得ない。

今後、より確度の高い証拠が得られない限り、死亡宣告時刻は10時44分とするのが相当であるとの結論に至った。

2 死亡宣告の方法について

(1) ご遺族の主張

当直医は「お亡くなりになりました。」とか、「10時25分死亡。」とは言わなかった。主治医からも10時44分に死亡宣告を受けていない。

(2) 広尾病院側の主張

皆が礼をして、主治医は処置室の時計を見て「10時44分です。」と看護婦にも聞こえるように言った。

(3) 小委員会の見解

ア 病状等の説明については、当直医であっても医療行為は勿論のこと、知り得た範囲において説明義務を負わなければならない局面がある。

イ 死亡宣告の具体的な方法については、蘇生が不可能と判断したことをご家族が十分理解できるように説明することが重要である。

ウ 看護記録、医師の記録の記載に不備があった。

エ 本件の死亡宣告には、その手順と方法に不明確な点があったと判断せざるを得ない。また、医療においては、事実経過の確認と正確な記録を残すことが不可欠である。

3 死亡診断書の記載の死因について

(1) ご遺族の主張

当初発行された死亡診断書では死因を『不詳の死』とされたが、後日主治医が作成した保険請求のための死亡診断書においては『病死』とされ、虚偽の記述がなされた。

(2) 小委員会の見解

病院関係者の証言等により、死因が異なる診断書が存在したことについては確認できた。

しかしながら、本件については、当時の病院関係者が虚偽有印公文書作成・同行使の罪で起訴され、裁判が進行中であることに鑑み、真相の究明は司法の判断に委ねるべきであるとの結論に達した。